

東大和市教育に関する大綱 基本理念

○自分らしさを大切にし、心豊かに成長し続ける人

○社会の一員として主体的に学び、協働し、役割を担える人

○多様性を尊重し、他者への配慮や思いやりの持てる人

○郷土を愛し、郷土を誇り、持続可能な社会を維持、
発展させていく人

【教育に関連するウェルビーイングの要素】

「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」など

第三次 東大和市 学校教育振興基本計画 基本理念

笑顔あふれる豊かな学び 一人一人のウェルビーイングを高める学校づくり

自ら未来を切り拓く力の育成

- 確かな学力を育む教育
- グローバル社会を見据えた人材を育成する教育
- 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育
- 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
- 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

学校生活を支える教育環境の整備の充実

- 学校教育を支える環境の整備
- これからの教育を担う優れた教員の育成

学校・家庭・地域の連携による学びの充実

- 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子どもを見守り、育てる教育活動の充実
- 地域・社会の教育資源を活用し、子どもを支え伸ばす教育活動の充実

多様な教育ニーズへの対応と児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障の充実

- 心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実
- 障害のある児童・生徒の能力・可能性を伸ばす教育の充実

令和8年度 東大和市教育委員会教育指導課 主要事業について

基本理念

笑顔あふれる豊かな学び 一人一人のウェルビーイングを高める学校づくり

令和8年度 方針 赤字：東大和市教育に関する大綱との対応		主な取組 青字：第三次 東大和市学校教育振興基本計画との対応
自ら未来を切り拓く力の育成	確かな学力を育む教育 ※市大綱3- (2) -ア・オ	・個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 ※市基本計画 方針2 R8重点 ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進 ※市基本計画 方針1 R8重点 ・総合的な学習の時間（探究的な学び）の充実 ※市基本計画 方針1 ・情報活用能力の育成に向けた取組の充実 ※市基本計画 方針4 ・教育データの分析・活用の取組の充実 ※市基本計画 方針4
	グローバル社会を見据えた人材を育成する教育 ※市大綱3- (2) -イ	・外国語教育の充実 ※市基本計画 方針1 ・持続可能な開発のための教育の充実 ※市基本計画 方針1
	主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育 ※市大綱3- (2) -基本理念「社会の一員として～」	・キャリア教育の充実 ※市基本計画 方針1 ・子どもの意見表明の機会の創出に向けた取組の充実 ※市基本計画 方針1
	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育 ※市大綱3- (2) -ア	・人権・道徳教育の充実 ※市基本計画 方針2 ・体験活動の充実 ※市基本計画 方針3 ・いじめ等への対応の徹底 ※市基本計画 方針2 ・読書活動の充実 ※市基本計画 方針2
	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育 ※市大綱3- (2) -ア	・学校保健・給食・食育・体育の充実 ※市基本計画 方針2
学校・家庭・地域の連携による学びの充実	学校と家庭、地域・社会が一体となり、子どもを見守り、育てる教育活動の充実 ※市大綱3- (2) -エ	・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の充実 ※市基本計画 方針3 ・家庭教育支援の充実 ※市基本計画 方針3
	地域・社会の教育資源を活用し、子どもを支え伸ばす教育活動の充実 ※市大綱3- (2) -エ	・地域・社会人材を活用した教育活動の充実 ※市基本計画 方針2 ・部活動地域移行に向けた取組の推進 ※市基本計画 方針3
多様な教育ニーズへの対応と児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障の充実	心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実 ※市大綱3- (2) -オ	・不登校児童・生徒への対応の充実 ※市基本計画 方針2 R8重点 ・教育相談体制の充実
	障害のある児童・生徒の能力・可能性を伸ばす教育の充実 ※市大綱3- (2) -オ	・特別支援教育の充実 ※市基本計画 方針2 R8重点
学校生活を支える教育環境の整備の推進	学校教育を支える環境の整備 ※市大綱3- (2) -ウ	・ICT環境等の整備 ※市基本計画 方針4 ・学校における働き方改革の推進 ※市基本計画 方針4
	これからの教育を担う優れた教員の育成 ※市大綱3- (2) -ウ	・教員の学ぶ機会の充実

子どもが主役 ～考え、つなぐ、自分から～

1 重点方針の設定の背景

予測困難な時代にあっては、子どもたちが変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要です。また、どの学校でも、多様な個性や特性、背景を有する児童・生徒が多くなっている実態が顕在化していることから、多様な教育ニーズへの対応と子どもたち一人一人の可能性を引き出す学びの保障の一層の充実が求められています。

2 重点の考え方

子どもたちの主体性の育成に向けてこれまでの様々な実践を踏まえると、子どもたちに教育活動の様々な場面で、教師による適切で伴走的な支援の下で、「子どもが主役」となり、子どもたちが自ら考え、行動し、成長する機会を創出してきたものと認識をしています。このような取組は、しなやかに「自らの人生を舵取りできる力」の育成を図るものであり、今後も、こうした力を育てていくためには、子どもたちが、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことを実行し、その結果について責任をもつといった学びの機会を、様々な場面において意図的、計画的に創出していくことが一層求められていきます。

【重点】「学びは子どもが主役、自分で学ぶ、共に学ぶ」

一人一人の状況に合わせて、教師の適切な支援の下で、子どもが当事者意識をもって自分の意見を形成したり、対話や合意をしたりするなど、学習の主体者となる授業を展開する。

教員は、誰一人取り残さないための伴走役として、1人1台端末を効果的に活用しながら様々な工夫を行い、子どもの学びを支援する。

・個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

〈Point〉 教員の適切な指導の下、児童・生徒に学びを委ね、児童・生徒が自己決定する授業の推進

・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

〈Point〉 教員が学びの支援者として、児童・生徒が主体的・対話的で深い学びを実現するための指導の工夫の推進

個に応じた
学習環境の
創出

多様性を包
摂した教育
活動の実現

【重点】「多様な子どもたちを支える」

学校に気持ちが向かなくなってしまった子どもについて、教室でない場所での学びの支援や教室への復帰に向けた支援により、社会的自立に向けた力の育成を図る。

発達支援が必要な子どもについて、各教室での個別の支援とともに、特別支援教室等を含めた組織的な支援を行う。

・不登校児童・生徒への対応の充実

〈Point〉 校内・校外サポートルームによる多様な学びの場の確保、早期発見・早期支援の実施体制の充実、発達指示的生徒指導の充実

・特別支援教育の充実

〈Point〉 教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組の推進、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実、特別支援教室・特別支援学級との連携・協力による指導や支援の充実

自ら未来を切り拓く力の育成

●確かな学力を育む教育

・個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

〈Point〉 教員の適切な指導の下、児童・生徒に学びを委ね、児童・生徒が自己決定する授業の推進

・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

〈Point〉 教員が学びの支援者として、児童・生徒が主体的・対話的で深い学びを実現するための指導の工夫の推進

・総合的な学習の時間（探究的な学び）の充実

〈Point〉 教員の関わりの中で、児童・生徒の主体性を重視した学習活動の推進

・情報活用能力の育成に向けた取組の充実

〈Point〉 各教科等に応じた適切な場面での1人1台端末の活用の推進

・教育データの分析・活用の充実

〈Point〉 全国学力・学習状況調査、東京都統一体力テスト等の教育データの分析・活用の推進

【関連事業】

協力指導員（TT）、少人数指導員、AI型学習教材、1人1台端末の活用
ScTN質問紙 など

●グローバル社会を見据えた人材を育成する教育

・外国語教育の充実

〈Point〉 外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する取組の推進

・持続可能な開発のための教育の充実

〈Point〉 現代社会における地球規模課題の諸課題を自らに関わる問題として主体的に考え、行動する力を育む教育の推進

【関連事業】

小学校ALT、中学校オンライン英会話、TGG体験 など

●主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育

・キャリア教育の充実

〈Point〉 キャリア・パスポートを活用して、学習や生活の見通しを立てたり、振り返ったりする活動の推進

・子どもの意見表明の機会の創出に向けた取組の充実

〈Point〉 児童・生徒がルール等の制定や見直しの過程に関与する機会を設定するなど、主体性を育む活動の充実

●豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

・人権・道徳教育の充実

〈Point〉 「特別の教科道徳」を要とした道徳教育の推進、道徳授業地区公開講座の充実を図る取組の充実

・体験活動の充実

〈Point〉 学校外の様々な人や物に出会う体験活動の充実
（職場体験、ボランティア活動、自然体験活動、地域防災訓練、地域行事等）

・いじめ等への対応の徹底

〈Point〉 いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進

・読書活動の充実

〈Point〉 学校図書館指導員と連携した学校図書館の整備や、多様な子どもの読書機会の確保等を通じて、子どもの読書活動を推進

【関連事業】

宿泊費の補助（教育総務課）、学校図書館指導員、人権教育推進校など

●健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

・学校保健・給食・食育・体育の充実 ※ 助産師等による命の授業の推進

〈Point〉 がん教育、薬物乱用防止、心の健康、食に関する指導など、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた保健教育の充実

【関連事業】

学校医等による「がん教育」 など

令和8年度 東大和市教育委員会教育指導課 主な取組について

学校・家庭・地域の連携による学びの充実

- 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子どもを見守り、育てる教育活動の推進
 - ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の充実
 - 〈Point〉 学校運営協議会への理解を促進、学校と地域住民等が力を合わせて取り組む学校運営の推進
 - ・家庭教育支援の充実
 - 〈Point〉 SSWや民生委員などと連携して、家庭への働きかけの取組を推進
- 【関連事業】
学校と家庭の連携推進支援員、コミュニティ・スクール、SSW など

- 地域・社会の教育資源を活用した子どもを支え伸ばす教育活動の推進
 - ・地域・社会人材を活用した教育活動の充実
 - 〈Point〉 地域の教育資源や学習環境（地域人材、社会教育施設など）を活用した教育活動の推進
 - ・部活動地域移行に向けた取組の推進
 - 〈Point〉 地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携・協働し、部活動の地域連携や地域移行に向けた環境の一体的な整備の推進
- 【関連事業】
地域未来塾、地域社会人材活用事業、部活動指導員 など

多様な教育ニーズへの対応と児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障の充実

- 心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実
 - ・不登校児童・生徒への対応の充実
 - 〈Point〉 校内・校外サポートルームによる多様な学びの場の確保、早期発見・早期支援の実施体制の充実、発達指示的生徒指導の充実
 - ・教育相談体制の充実
 - 〈Point〉 さわやか教育相談室、スクールカウンセラーなど、相談しやすい環境の整備
- 【関連事業】
スクールカウンセラー、サポートルーム、さわやか教育相談室 など

- 障害のある児童・生徒の能力・可能性を伸ばす教育の充実
 - ・特別支援教育の充実
 - 〈Point〉 教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組の推進、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実、特別支援教室・特別支援学級との連携・協力による指導や支援の充実
- 【関連事業】
就学相談、巡回相談、子ども支援員 など

学校生活を支える教育環境の整備の推進

- これからの教育を担う優れた教員の育成
 - ・教員の学ぶ機会の充実
 - 〈Point〉 東京都等の研修の推奨（東京教師道場、教育研究員、研究生、教職大学院等）、校内研究の充実
- 【関連事業】
研究奨励事業、研究会補助金 など

- 学校教育を支える環境の整備
 - ・ICT環境等の整備
 - 〈Point〉 校務及び教育系のネットワークの連携を円滑に行える環境を整備することで日常的なICTの活用の充実を図り、学びの変革や校務改善を推進
 - ・学校における働き方改革の推進
 - 〈Point〉 外部人材の活用の推進、教員としての職務に専念し質の高い教育を実践するための校務改善の推進
- 【関連事業】 ICT支援員、1人1台端末の活用、副校長補佐、SSS、 など5

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実 について

自ら未来を切り拓く力の育成

●確かな学力を育む教育

・個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

〈Point〉 教員の適切な指導の下、児童・生徒に学びを委ね、児童・生徒が自己決定する授業の推進

【ねらい】

授業において個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることをとおして、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげ、学習指導要領に示された資質・能力の育成を図ります。

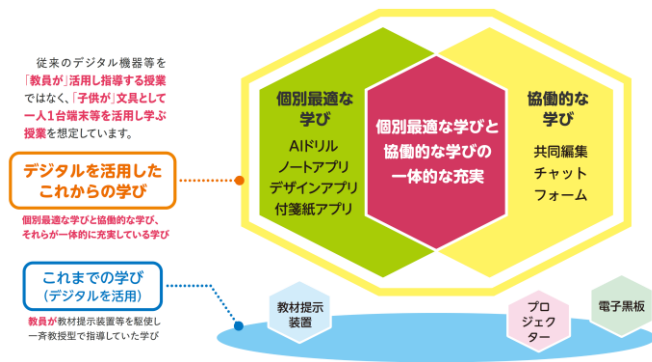
1 授業改善の方向性

授業改善をととして何をを目指すのか

授業改善をととして目指しているのは、子供たちの自ら未来を切り拓く力の育成です。ウェルビーイング（皆が幸せに生きられる社会）の実現に向け、デジタル基盤が前提の社会を生きる子供たちには、生涯に渡り自立的に学び続けることのできる力を身に付けることが求められています。

これからの学びの授業デザイン

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させている学びを「デジタルを活用したこれからの学び」の範囲として捉え、全体像が下の図のように示されています。（以降の図等 都「デジタルを活用したこれからの学び始め方ガイド」より抜粋）



2 授業改善に踏み出すための流れの例

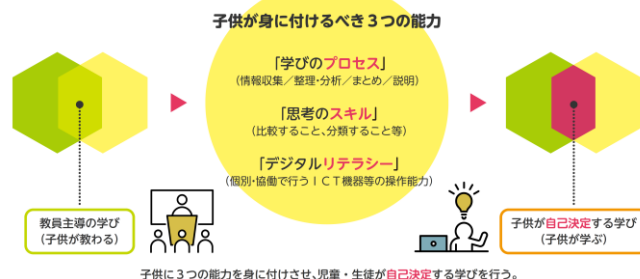
「まずはやってみる」取組

児童・生徒が学習課題や学習方法等を自己決定し、主体的に学ぶ授業を実現するために、授業での“しかけ”に取り組んでいきましょう。

- ・学びのプロセスを意識させる授業
- ・思考のスキルを身に付ける授業
- ・アプリ等を自由に選択できる授業
- ・班ではなく自由に協働相手を選べる授業
- ・教員が学びの支援者として活躍する授業
- ・学習状況を1人1台端末で把握する授業
- ・自己の学びを振り返る場面を設定した授業 など

「本格的に実施する」取組

授業改善の取組を統合し、子どもの学びをデザインして、1単位時間の中や単元のまとまりの中で、子どもに委ねる場面を作っていきます。



3 主な留意点

デジタルの活用

・デジタルを使って、学びを支援することが求められますが、デジタルはあくまで学びのツール、ねらいを達成するための手段であることに留意しましょう。

教員が学びの支援者として活躍する授業

・一斉一律講義型の指導を行うことで効率良く伝達できる場面もあります。指導の場面を絞り、子どもが調べ考える時間を確保することが重要です。

・児童・生徒に学びを委ねるということは、放任するということではありません。一人一人の見取り、学習状況を把握し、個別の支援を丁寧に行うことが大切です。

授業実践に当たって

・始めのうちは、ねらいから外れた活動になってしまったり、個々を見取り切れず適切に支援することができなかつたりすることもあります。どのような“しかけ”が必要になるかを考え、現在の子どもの実態を踏まえて工夫を加えながら継続していきましょう。



「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進 について

自ら未来を切り拓く力の育成

●確かな学力を育む教育

・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

〈Point〉 教員が学びの支援者として、児童・生徒が主体的・対話的で深い学びを実現するための指導の工夫の推進

【ねらい】

「主体的な学び」になっているか、「対話的な学び」になっているか、「深い学び」になっているか、という視点から、それぞれの教員が授業改善に取り組み、子どもたちの資質・能力の育成を図ります。

1 小学校学習指導要領解説総則編及び 中学校学習指導要領解説総則編より

教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点
- ② 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点

2 授業改善を学習者の視点と授業者の視点から （「主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について」文部科学省 国立教育政策研究所より）

主体的・対話的で深い学びは単元 などを通して実現

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることが大切だ。例えば、
○主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、
○対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、
○学びの深まりをつくりだすために、児童・生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善に取り組んでいきます。

	授業改善に向けた『学習者』の視点	授業改善に向けた『授業者』の視点
主体的な学び	● 学ぶことに興味や関心を持つ ● 自己のキャリア形成の方向性と関連付ける ● 見通しをもつ ● 粘り強く取り組む ● 自己の学習活動を振り返って次につなげる 	● 既習事項を振り返る ● 具体物を提示して引きつける ● 子供が明らかにしたくなる学習課題を設定する ● 子供が自らめあてをつかむようにする ● 学習課題を解決する方向性について見通しを持たせる ● 子供が自分の考えを持つようにする ● 子供の思考を見守る ● 子供の思考に即して授業展開を考える ● 子供の考えを生かしてまとめる ● その日の学びを振り返る ● 新たな学びに目を向けさせる
対話的な学び	● 子供同士の協働を通じ、自己の考えを広げ深める ● 教職員との対話を通じ、自己の考えを広げ深める ● 地域の人との対話を通じ、自己の考えを広げ深める ● 先哲の考え方を手掛かりに考える	● 思考を交流させる ● 交流を通じて思考を広げる ● 協働して問題解決する ● 板書や発問で教師が子供の学びを引き出す
深い学び	● 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせる ● 知識を相互に関連付けてより深く理解する ● 情報を精査して考えを形成する ● 問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう	● 資質・能力を焦点化する（つけたい力を明確にする） ● 単元や各授業の目標を把握する ● ねらいを達成した子供の姿を具体化する ● 教材の価値を把握する ● 単元及び各時間の計画を立てる ● 目標の達成状況を評価する

総合的な学習の時間（探究的な学び）の充実 について

自ら未来を切り拓く力の育成

●確かな学力を育む教育

・総合的な学習の時間（探究的な学び）の充実

〈Point〉 教員の関わりの中で、児童・生徒の主体性を重視した学習活動の推進

【ねらい】

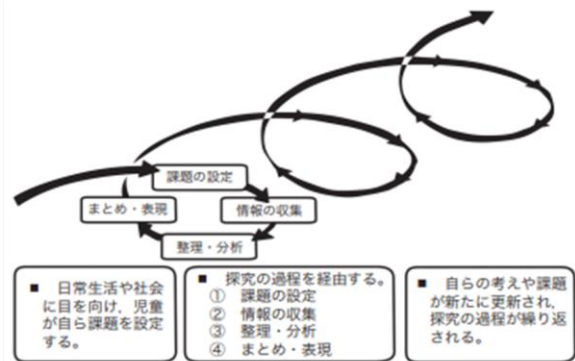
総合的な学習の時間における探究的な学びを通して、児童・生徒が、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を図ります。

1

総合的な学習の時間における探究的な学び

探究的な学びとは

下の図のように問題解決的な活動が発展的に繰り返される学びのことである。



学習指導の考え方

・「子どもの主体性の重視」

興味や関心をもつことについて学ぼうとするときに、本気になって考える。こうした本来の力を教員の関わりの中で、引き出し、支え、伸ばすように指導する。

・「適切な指導の在り方」

どのような体験活動、話し合い活動、考えを整理する活動、表現して発信する活動などの教師の指導性に係る部分と子どもたちの自発性・能動性とのバランスを考慮した指導を行う。

2

探究的な学習過程

★ICT活用により期待される質の高まり

①課題の設定

社会や生活の中から課題意識をもつことや、教師の意図的な働きかけで課題意識を高めることが大切。

★多様な課題に出会うことができる。データ等で課題を明確化し、課題解決の見通しを鮮明にできる。

②情報の収集

設定した課題などを基に、解決に必要な情報を活動を通して収集することが大切であり、必要に応じて教師が意図的に資料を提示することも考えられる。

★多種多様な大量の情報を、高速に、時間や空間を超えて収集・蓄積できる。

③整理・分析

情報を分類したり、因果関係を考えたりするなどの思考の場面を設定することや、子ども自身が情報の整理・分析方法を決定し、吟味することが大切。

★多様で大量で複雑な情報の整理や、整理した情報の加工・分析が容易になる。

④まとめ・表現

伝える相手や目的を意識することや、情報を再構成して新たな課題を自覚することなどが大切。

★豊かな表現を短い時間で作成し、広く発信したり、自らの学びを振り返ったりできる。

3

地域の学習材（ひと・もの・こと）を生かした探究的な学び 実践事例

東大和紅茶、茶うどん、うまべえ、地域の畳屋さんに着目し、市の魅力を高める活動を行った。畳屋さんの地域貢献への思いに触れ、「地域に貢献したい」という思いを醸成した。その後、畳のよさを体感してもらうイベントの開催、うまべえの絵本作り、ひがしやまと茶うどんレシピ開発、東大和紅茶オリジナルクッキーの開発を行った。（6年生）



社会科のお米作りの学びから、地域の食に興味をもち、昔から小麦を活用していたことからひらひらに着目し、郷土博物館の学芸員と繰り返し教えてもらいながら、再現しました。ひらひらのおいしさを伝えたいと考え、地域の農家さんから分けてもらった小麦を使い、地域の方や保護者へふるまうイベントを開催しました。（5年生）



食品ロスや環境問題、物価高騰に興味をもち、疑似レストランを作った。環境問題を解決する店にするために、株券を発行し、資金を調達した。地域の農家と連携し、規格外で処分予定のジャガイモやレンコン、ゴボウなどを活用して野菜チップスを作り、地域のお祭りで販売した。その後、家庭でできる環境に優しいレシピ作りを行い、地域に啓発した。（6年生）



環境をきれいにしたいという思いをもち、学校をきれいにする活動を行った。地域にも目を向けて地域を調べた結果、ゴミが多く落ちていることに気が付いた。地域をきれいにする活動について話し合い、アイデアを市の環境対策課に提案した。その後、地域のごみ拾い活動やゴミを捨てないように呼び掛けるポスター作成を行った。（3年生）



情報活用能力の育成に向けた取組の充実 について

自ら未来を切り拓く力の育成

●確かな学力を育む教育

・情報活用能力の育成に向けた取組の充実

〈Point〉 各教科等に応じた適切な場面での1人1台端末の活用の推進

【ねらい】

各教科等の特質を生かした教科等横断的な視点で、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉えて把握する力、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用する力、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な力の育成を図ります。

1

学習の基盤となる情報活用能力の育成に向けて

各学校段階に応じた情報活用能力

情報活用能力は、小学校段階では、基本的な操作を確実に身に付けさせることや、ICTを適切に活用できるようにすること、中学校段階では、ICTをより「主体的、積極的」に活用できるようにすることなど、各学校段階に応じて発展させていくことが求められています。

プログラミング教育

プログラムの働きやよさ、情報社会が様々な情報技術などに気付き、論理的思考力、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度、コンピュータ等を活用してよりよい社会を築いていこうとする態度などを育むこと、さらには、教科等で学ぶ知識及び技能等を身に付けさせることが大切です。プログラミングを体験させながら、教科等の学習内容と関連付けた取組を行っていきます。

情報モラル教育

ネットワークを通じて他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用するために適切な判断ができる力を身に付けさせることが大切です。各教科等において、指導する時期や内容を意図的・計画的に設定して取り組んでいきます。

2

情報活用能力育成のための想定される学習内容

発達段階を踏まえて、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが大切です。

4つに分類された「想定される学習内容」

【基本的な操作等】

- ・キーボード入力やインターネット情報の閲覧 など

【問題解決・探究における情報活用】

- ・問題を解決するために必要な情報の収集、整理・分析し、解決への見通しをもつことができるなど

【プログラミング（問題解決・探究における情報活用の一部として整理）】

- ・プログラムの作成や問題解決のために情報の種類、収集時期、量、処理方法などを考えて、道筋を立て、実践しようとする など

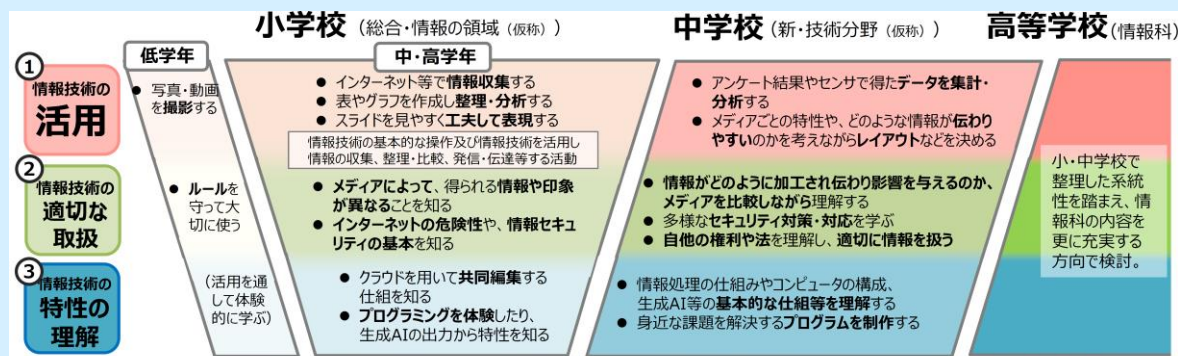
【情報モラル・情報セキュリティ】

- ・相互通信を伴う情報手段に関する知識及び技能を身に付けるものや、情報を多角的・多面的に捉えたり、複数の情報を基に自分の考えを深めたりするもの など

〈参考〉探究的な学びの基盤となる情報活用能力の整理（教育課程企画特別部会「論点整理」令和7年9月より）

【検討イメージ】

情報活用能力を構成する各要素の関係を整理し、概ね次のようなイメージで発達段階に即した学習活動を検討してはどうか。



外国語教育の充実 について

自ら未来を切り拓く力の育成

●グローバル社会を見据えた人材を育成する教育

・外国語教育の充実

〈Point〉 一人一人の発話量を確保し、外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を育成する取組の推進

【ねらい】

小・中学校における外国語に触れる機会を創出する取組を推進し、外国語教育の充実を図ることをとおして、コミュニケーションを図るための資質・能力の育成を図ります。

1 小学校での取組

小学校における外国語指導助手の配置

小学校では、英語を母国語とする在日外国人を英語指導助手として配置し、学校における外国語の指導の充実を図っています。

小学校第5学年におけるTGG

令和6年度から市内全小学校第五学年において、立川市にあるTOKYO GLOBAL GATEWAYでの体験型英語学習を行っています。外国を模した疑似空間で日常会話にチャレンジしたり、テーマごとに英語で学んだりしながら、最初はなかなか話せなくても、気がつくとな自然に発話できるように工夫されている空間で、「伝わるってすごい！」を実感できる機会を全児童に保障しています。

【TOKYO GLOBAL GATEWAYの様子】



2 中学校での取組

中学校におけるオンライン英会話学習

令和5年度から市内全中学校全学年において、個別のオンライン英会話を実施しております。国際交流を見据え、英語を使って様々な国のの人々とコミュニケーションをとる体験を義務教育段階で経験できる機会を保障しています。

個別のオンライン英会話を体験することで、生徒一人一人の発話量が確保できるとともに、講師が個々に合わせたレベルで英会話を行うため、生徒も安心して取り組むことができ、自信に繋がります。

● 年18回〔授業時5回、長期休業期間中5回、希望者（任意）5回、スピーキングテスト5回

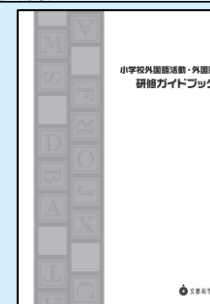
【オンライン英会話の様子】



<参考>

・「小学校外国語活動・外国語研修ガイドブック」（文部科学省）

外国語教育について理解をしておいてほしいことが、基本編、授業研究編、実践編、実習編、理論編、研修指導者編の6つのカテゴリで整理されています。



・「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」（東京都教育委員会）

生徒の「実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合う言語活動」を充実させるために、指導教諭等の実践を基に、中学校外国語科の指導方法・評価方法の改善を図るための考え方や方策について具体的に解説しています。

・TOKYO ENGLISH CHANNEL（東京都教育委員会）

英語学習コンテンツを一元的に提供するウェブサイトです。子どもたちの興味・関心に応じて学べる英語学習環境をウェブ上で実現しています。



キャリア教育の充実 について

自ら未来を切り拓く力の育成

●主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育

・キャリア教育の充実

〈Point〉 キャリア・パスポートを活用して、学習や生活の見通しを立てたり、振り返ったりする活動の推進

【ねらい】

各教科等の特質に応じたキャリア教育に関する取組をととして、児童・生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図ります。

1 キャリア教育を通して育成を目指す「基礎的・汎用的能力」

人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解する力、自分の役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画することができる力

例えば、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップなど

自己理解・自己管理能力

「できること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちながら行動する力、自らの思考や感情を律し、成長のために進んで学ぼうとする力

例えば、自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動など

課題対応能力

様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

例えば、情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力など

キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

例えば、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善など

2 キャリア教育の充実に向けて

基礎的・汎用的能力の育成につながる指導方法や学習方法は限りなく存在します。キャリア教育で身に付けさせたい力を明確にして、意図的・計画的に取り組んでいくことが大切です。例えば、

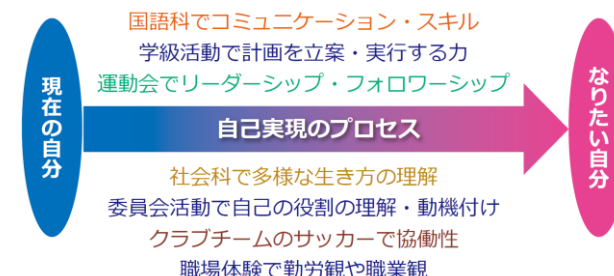
●教科の学習で…

各教科の特性に応じて、どのような場面・内容で、どの力を育成できるかを把握し、実施していきます。教科の学習活動や学習内容が、自己実現にどのように結び付くのかを自覚させることで、主体的な学びにつなげることができます。

●特別活動で…

キャリア教育の要である特別活動では、各教科等での学びが生活の中で生かされることを実感したり、学びを活用して課題を解決したりする中で、基礎的・汎用的能力を育んでいけるよう、全校体制で計画・実施していくことが大切です。

【自己実現のプロセスのイメージ】



3 キャリアパスポートの活用に向けて

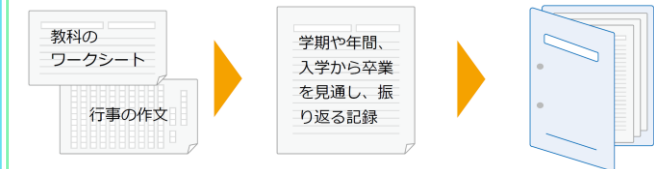
キャリア・パスポートって？

「キャリア・パスポート」は、児童・生徒の学習活動等の振り返りの記録を、キャリア形成の視点から捉え直したものです。「学期のまとめ」、「一年の振り返り」などの形でこれまで各学校で取り組んできたことを大切にしながら、キャリア教育の視点から見つめ直してみましょう。

日常的な記録

キャリア・パスポート

継続・蓄積・活用



キャリア・パスポートにこんな工夫を

「なりたい自分」のイメージをもつ

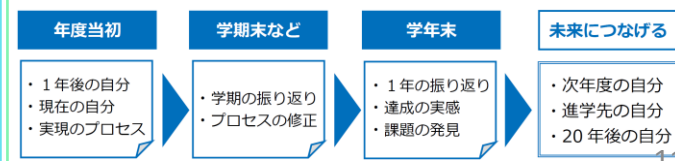
将来、どのような自分になりたいのか、具体的なイメージをもつことが大切です。

「これまでの自分」を振り返る

これまでの学びや成長を自覚・実感できることが大切です。自分が取り組んできたことの成果を客観的に捉えることで、自信や自己肯定感をもつことにつながります。

「現在の自分」を見つめる

「なりたい自分」と「これまでの自分」の中間にいる「現在の自分」を見つめることで、目標をより具体的なものにしたたり、学習や生活への意欲を高めたりすることができます。



人権・道徳教育の充実 について

自ら未来を切り拓く力の育成

●豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

・人権・道徳教育の充実

〈Point〉 「特別の教科道徳」を要とした道徳教育の推進、道徳授業地区公開講座の充実を図る取組の充実

【ねらい】

各教科の学習や学校行事などの様々な教育活動において、人権教育と道徳教育に取り組むことを通して、児童・生徒の豊かな情操や道徳心を培い、豊かな心の育成を図る。

1 人権教育の推進

人権教育の目標（「人権教育プログラム」より）

「一人一人の幼児・児童・生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることである。」

東京都教育委員会「人権教育プログラム」（学校教育編）を活用した人権教育の充実

人権教育に関する実践的な手引きとして、各学校が人権教育を推進するための基本的な考え方、人権課題に関する実践・指導事例、参考資料などが示されています。本資料の活用を促進し、各学校における人権教育の充実を図る。

人権教育推進校の取組

推進校（第五小学校）における人権教育に関する研究・実践の成果について研究発表を行うなど、他校への取組の普及・啓発を図る。



2 道徳科の充実に向けて

道徳教育の目標の実現に向けて、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の子どもが自分自身の問題としてとらえ向き合う、「考え、議論する道徳」への質的な転換を図り、児童・生徒の実態に応じて、多様な創意工夫を生かした授業づくりに取り組んでいます。

指導と評価の一体化

道徳科の授業における評価は、下に示した内容を重視して行うことが大切です。その際には、この内容を見とれるような授業が展開されることが必要です。

道徳的諸価値の理解を基にして、

- ・より多面的・多角的な見方へと発展しているか
- ・道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

自己（人間としての）の生き方について考えを深める

道徳科で示されている内容項目をきっかけに、教え込んだり、知的な理解にどまったりすることがないように留意して、教師と児童・生徒が、自己や人間としてのよりよい生き方を求めて、共に考え、共に語り合うことをとおして、児童・生徒自らが主体的に道徳性を養える授業を展開します。

3 道徳授業地区公開講座の充実に向けて

道徳授業地区公開講座

「道徳科の授業公開」と「教職員・保護者・地域住民による意見交換会」とおして、道徳科の授業改善や学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育の推進を図る取組です。

道徳授業地区公開講座は、保護者や地域の方に学校で行っている道徳教育への理解を深めていただく場であると同時に、子どもたちが向き合っている課題や、その解決に向けて大人たちがすべきことを確かめ合う場でもあります。各学校において、多くの方が参加できるよう工夫し、本講座の充実を図っていきます。

〈参考〉

・義務教育指導課ポータルサイト

<https://www.gimukyoikushidoka.metro.tokyo.lg.jp/>

※ ID・パスワードは、学校関係者宛てに別途通知されております。（学校関係者のみ閲覧可能なページあり）

〔主な道徳教育に関する掲載資料〕

- ➡意見交換会導入ビデオ資料
- ➡東京都道徳教育教材集（心シリーズ）
- ➡「特別の教科道徳」授業力向上セミナー資料



体験活動の充実 について

自ら未来を切り拓く力の育成

- 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
- ・ 体験活動の充実

〈Point〉 学校外の様々な人や事物に出会う体験活動の充実

(職場体験、ボランティア活動、自然体験活動、地域防災訓練、地域行事等)

【ねらい】

自然や人・社会等と関わる体験的な活動の充実を図ることをとおして、実際の生活や社会、自然の在り方について考えたり、様々な課題に取り組んだりすることで、よりよい生活を創り出そうとするための力の育成を図ります。

1 教科等の特質に応じた体験活動の充実

各教科等の特質やその関連を踏まえ、児童・生徒の学習活動がより効果的なものとなるよう、多様な体験活動の取組を活かし、その充実を図る。

体験活動と学びの過程

【学びの土台・出発点としての体験活動】

身のまわりの自然環境や社会環境、出会いや交流は、感情を揺さぶる場面となり、興味・関心や意欲の高まり、学び成長することの出発点となると考えられる。

【「知」の活用・実践化を図る体験活動】

学習と生活とが結びつき、実践化を進めることによって、各教科等での学びが身についたものとなると考えられる。

カリキュラム・マネジメントの視点

各教科等の内容に関わる体験を伴う学習や探究的な活動が効果的に展開できると期待される場合は、教科等の学習を含む計画を立て、授業時数に含めて扱う年間指導計画とすることも考えられる。

2 主な体験活動

各学校では、児童・生徒が人や社会、自然など様々な対象に直接関わる体験活動の充実を図り、それぞれ教育目標に基づいて、児童・生徒に育成したい資質や能力などが着実に育まれるよう、以下のような取組を行っています。

小学校の主な体験活動

- ・ 赤城移動教室 (第5学年)
- ・ 日光移動教室 (第6学年)
- ・ 音楽鑑賞教室
- ・ 郷土博物館
- ・ 地域調査
- ・ 生活科・社会科見学
- ・ 旧日立航空機株式会社変電所 など

中学校の主な体験活動

- ・ スキー移動教室
- ・ 修学旅行
- ・ 職場体験活動
- ・ 地域調査 など



旧日立航空機株式会社変電所 (郷土博物館)

3 体験活動を効果的に展開するために

多様な体験活動の工夫

地域の自然などの環境を生かしたり、地域の人々や様々な施設、企業・事業所などの協力を得たりして、活動の場や機会の設定し、児童・生徒が考えたり試したりするなど多様な活動が展開できるようにする。

一人一人が主体的に取り組む活動の工夫

児童・生徒が活動の企画段階からかかわるようにしたり、希望や考えに応じて選択できる場面をできるだけ盛り込んだりするなどの工夫を行う。

問題を解決する足場づくりや手立てなどの工夫

辛いことや苦しみを乗り越えて自分なりの結論を得たり、解決に失敗しても次に挑戦する意欲や取組への満足感が得られるよう、問題解決のための教員の適切な支援が大切です。

〈参考〉子どもの成長を支える20の体験 (国立青少年教育振興機構資料より作成)

【 体 験 活 動 】

- 自然体験** キャンプ、登山、カヌー、スキーなど
- 集団活動** 子ども会、委員会、係、クラブなど
- 地域行事** 祭り、スポーツ大会、音楽祭、交流イベントなど
- 社会貢献** 清掃活動、環境保全活動、まちづくりなど
- 職業体験** 農林漁業体験、インターンシップなど
- 文化芸術活動** 音楽、絵画、演劇、書道、舞踊など
- 科学体験** 科学実験、ロボット制作、プログラミングなど
- 国際交流体験** 国際交流事業、イングリッシュキャンプなど

【 生 活 習 慣 】

- 規則正しい生活** 早寝早起き、朝ごはん、歯磨きなど
- 遊び** おにごっこ、おままごと、ごっこ遊びなど
- お手伝い** 買い物、料理、掃除、ゴミ出し、洗濯など
- 家族行事** 誕生日、お墓参り、大掃除、季節行事など
- 運動・スポーツ** スポーツクラブ、部活動など
- 読書** 読み聞かせ、絵本、小説、新聞、雑誌など
- 動植物とのふれあい** 動物飼育、植物の栽培など
- 探究学習** 調べ学習、体験学習、自由研究、など

【 人 と の か か わ り 】

家族とのかかわり

家族にほめられる、親に勉強をみてもらう、家族と遊ぶ、親と将来の話をする など

友達とのかかわり

友達にほめられる、友達から認められる、友達から尊敬される、友達と遊ぶ など

先生とのかかわり

先生にほめられる、先生に相談する、先生に認められる、先生に仕事を任される、先生と遊ぶ など

地域の人とのかかわり

地域の人にほめられる、地域の人に相談する、地域の人に認められる、勉強をみてもらう など 13

いじめ等への対応の徹底 について

自ら未来を切り拓く力の育成

●豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

・いじめ等への対応の徹底

〈Point〉 いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底、いじめの未然防止、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、関係機関等との連携の推進

【ねらい】

いじめ防止対策推進法に基づいた、いじめの防止等のための対応の徹底を図ることをとおして、いじめの未然防止とともに、いじめを把握した場合には速やかに解決に向けて取り組む。

1

「いじめに関する授業」の
充実に向けて

道徳教育との関連

いじめの問題への対応について、子どもたちが主体的に対処できる実効性のある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが求められています。

道徳教育では、道徳科を要として、生命を大切にする心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことや、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などを育てることにより、いじめの防止等に児童・生徒が主体的に関わる態度へとつながっていくことが期待されます。

特別活動との関連

いじめの背景には、学級内の人間関係に起因する問題が多く指摘されていることから、学級経営と生徒指導の関連を図った、学級活動の充実がいじめの未然防止の観点からも一層重要になります。学級内の人間関係に起因する問題に対しては、学級での自治的な活動や様々な体験活動を通して、多様な他者を尊重する態度を養うとともに、一人一人の自己肯定感を高めていくことが大切です。

2

東大和市におけるいじめ防止等に係る
条例・基本方針・ガイドライン

【国】

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

東大和市いじめ防止対策推進条例

（令和元年12月）

市のいじめの防止等に関する施策に関する基本的な事項を定めることにより、学校、家庭及び地域が連携したいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

東大和市いじめ防止対策推進基本方針

（令和3年5月）

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進し、全ての児童等が幸せに生きていくことができるようにするため基本的な方針として定めたもの。

東大和市立小・中学校におけるいじめの

重大事態対応の手引き（令和7年7月）

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版）を踏まえて、対応の流れや様式を整理。

3

いじめ総合対策【第3次】
（令和7年6月 東京都教育委員会）

いじめ防止の取組を
推進する主なポイント

軽微ないじめも見逃さない

全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、一人一人の教職員の鋭敏な感覚により、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知していく。

学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応

報告・連絡を欠かさずに行うことにより、教職員が一人では抱え込むことのない組織的な対応を実現する。

相談しやすい環境で、いじめから子どもを守る

子どもの不安や悩みに対して、SC等を含む全教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備するとともに、SOSを受け止める力を高める。

保護者との信頼関係に基づく取組の推進

保護者と、いじめはどの子どもにも起こり得る問題であることや、学校の基本方針の内容を共有するなど、学校と保護者が一体となって、いじめの防止に取り組んでいくことができるようにする。



自ら未来を切り拓く力の育成

●豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

・読書活動の充実

〈Point〉 学校図書館指導員と連携した学校図書館の整備や、多様な子どもの読書機会の確保等を通じて、子どもの読書活動を推進

【ねらい】

児童・生徒の読書機会の確保、読書活動の重要性などに関する普及啓発等とおして、読書活動を推進し、児童・生徒の想像力を培い、豊かな心や人間性、教養、創造力等の育成を図ります。

1

第三次東大和市 子ども読書活動推進計画

この計画は、関係機関が相互に連携して東大和市の全ての子どもたちの読書活動を支援し推進することを目的としています。学校の主な課題として、次の内容が示されています。



東大和市立中央図書館外観

学校での読書・動機づけ

教員と図書館指導員が連携し、朝読書による自発的な読書意欲に繋げる取組を計画するなど、学校での読書活動や図書館の活用し、読書習慣の定着を図る。

読書指導

学習指導要領や学校図書館の計画等に基づいて、学校全体で読書活動の推進を図る取組により、児童・生徒の読書への意欲の向上を図る。

調べ学習への取組

児童・生徒が自分で調べる力を身に付けられるように、本の探し方、調べ方等の指導や学校図書館の利用法の指導を行うことが大切です。また、インターネットの活用と併せた調べ学習の指導が求められています。

2

学校図書館の活用について

学校図書館の機能

①生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能

②生徒の自主的・自発的かつ協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能

③生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能

学校図書館を活用した取組の充実に向けて

・調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されています。

・各教科等において、学校図書館の機能を計画的に活用し、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが大切です。

3

読書活動の推進に向けた取組事例

図書館を使った調べる学習コンクール

東大和市立図書館では、令和6年度に第1回東大和市 図書館を使った調べる学習コンクールを実施しました。学校において、コンクールを活用することで、「調べて・まとめる」のステップを身に付けたり、本文では利用した箇所に出典を明記するなど引用のルール（著作権法）を学んだりすることができます。

ボランティアによる取組

保護者が中心となって児童・生徒へ読み聞かせを行うボランティアや、学校図書館の装飾や本の修理、装備等を行う図書室ボランティアがあります。また、市内で活動している読み聞かせのボランティアグループが学校を訪問し、おはなし会を行っています。

ビブリオバトル

ビブリオバトルとは、自分が面白いと思った本を持ち寄って順番に紹介し、発表についてディスカッションを行って、最後に一番読みたくなった本を投票で決めるというものです。自分一人で探していたのではなかなか出合うことのできない、意外な本との出会いがあります。

学校保健・給食・食育・体育の充実 について

自ら未来を切り拓く力の育成

●健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

・学校保健・給食・食育・体育の充実

〈Point〉 がん、薬物乱用防止、心の健康、食に関する指導など、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じた保健教育の充実

【ねらい】

関係機関等と連携した取組、食に関する指導、体育健康教育などを通して、子どもたちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力の育成を図ります。

1 関係機関等と連携した取組の充実

セーフティ教室の実施

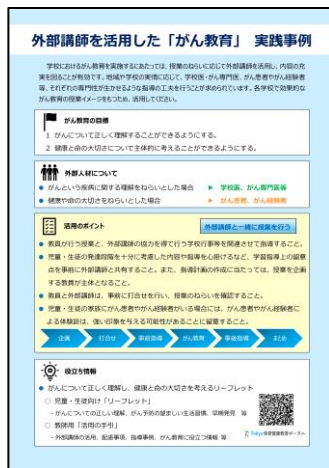
飲酒防止、喫煙防止、薬物乱用防止、万引き防止、連れ去り防止、性被害防止、不審者対応、インターネット及び携帯電話（スマートフォン）に関わるサイバー犯罪防止などの内容を取り上げ、東大和警察署等の関係機関と連携して実施する。

「がん」教育等の充実

体育科及び保健体育科（保健領域）での生活習慣病の予防（がん教育等）や危険ドラッグを含む薬物乱用防止に関する教育の充実を図る。中学校では学校医等による「がん」に関する教育を実施する。

命の授業の推進

「性教育の手引」の活用や、産婦人科医や助産師等の専門家と連携した命の授業（性教育を含む）を推進する。



2 学校における食育の充実

「食育」とは

食に関する適切な判断力を養い、食に関する感謝の念と理解を深め、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成を促すことです。

食に関する指導の取組の推進

文部科学省の「食に関する指導の手引き」の活用を促進し、子どもに対する食育は、家庭を中心としつつも、学校における取組の推進する。



<参考> 食育に関する発達段階に応じた到達目標の例

発達段階	到達目標	ポイント
小学校 低学年	「食に関心を持ち、正しい知識に基づいた食行動をする」	この時期は、身近な食べ物に関心をもつことから食への興味を広げていくことが大切です。
小学校 中学年		この時期は、食べ物の働きや健康との関係を知り、自分の健康に関心をもつことが大切です。
小学校 高学年		この時期は、食べ物の組み合わせを自分で選択し、健康を考えた食事をとることに関心をもつことが大切です。
中学生	「食の自己管理能力を高め、望ましい食習慣を身につける」	この時期は、食の生産や食文化などを広く学び、食を大切にする心を養い、自己管理能力を高めることが大切です。

3 体育健康教育の充実

学校教育全体を通じた体育健康教育の充実

文部科学省や東京都教育委員会の指導資料の活用を促進し、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることをねらいとして、学校教育全体を通じた体育健康教育の充実を図る。



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の充実 について

学校・家庭・地域の連携による学びの充実

●学校と家庭・地域・社会が一体となり、子どもを見守り、育てる教育活動の推進

・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の充実

〈Point〉 学校運営協議会への理解を促進、学校と地域住民等が力を合わせて取り組む学校運営の推進

【ねらい】

学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」の充実を図ることを通して、学校・家庭・地域が連携・協働した取組を促進し、子どもたちが地域とのつながりの中で学び、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力の育成を図ります。

1 コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会」を置く学校のことです。東大和市では、全小中学校をコミュニティ・スクールに指定しています。

コミュニティ・スクールの意義

法律に基づき、学校運営協議会の役割や権限が明確化されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の当事者として、自立した学校と対等な立場で、継続して学校運営に関わることができ、次のような効果が期待されます。

- ➡保護者や地域住民等の教育に関わる「当事者意識」を醸成
- ➡意見や承認した内容は、校長の決断や取組を後押しし、学校運営を支援
- ➡連携・協働することで、学校の多様な業務の見直しを行うことなどにも資する

「学校を含めた地域で
子どもの教育を担っていく」

2 よりよい社会を創る学校と地域の実現に向けて

「地域でどのような子どもを育てたいか」、「何を実現したいか」という目標やビジョンに向かうためには、子どもたちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有して協議を重ね、学校・家庭・地域の協力関係の上で具体的な必要な支援策を考えることが大切です。

短期的に

子どもを取り巻く課題を保護者・地域住民等と意見を出し合い、学校運営に必要な支援について検討し、保護者・地域住民等と協働した取組により改善を図る。

中期的に

学校・家庭・地域の連携が進み、様々な課題に対して、保護者・地域の方とともに学校運営に必要な支援や地域を活性化させる活動などを協議し、保護者・地域住民等と協働した取組により改善を図る。

長期的に

学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもを取り巻く課題の解決に向け、自立的・継続的に取り組む体制を構築する。

3 地域学校協働活動について

地域学校協働活動は、学校と地域が連携・協働して行う学校内外における活動の総称のことです。

【保護者等の参画による具体的な活動例】

- ・「放課後子供教室」や「地域未来塾」などの放課後等における子どもたちの学習支援
- ・体験・交流活動
- ・授業支援や学校行事等の支援
- ・地域課題解決型の学習
- ・地元企業等の協力による職場体験
- ・学校や地域の環境整備活動
- ・登下校の見守り
- ・地域との合同で行う防災教育・訓練 など

コミュニティ・スクールの理解促進のための資料

「よりよい社会を創る学校と地域コミュニティ・スクールの充実に向けて」のリーフレットを作成しました。保護者や地域住民等がコミュニティ・スクールについての理解を深め、可能な範囲から、協働して取り組んでいくことが大切です。



不登校児童・生徒への対応の充実 について

多様な教育ニーズへの対応と児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障の充実

●心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実

・不登校児童・生徒への対応の充実

〈Point〉 校内・校外サポートルームによる多様な学びの場の充実、早期発見・早期支援の体制の充実

【ねらい】

様々な形で児童・生徒が学びにつながるができるよう環境を整備するとともに、学校が安心して学べる場としての機能をさらに高めてくことをとおして、一人一人に合った柔軟な学びの充実を図ります。

1 多様な学びの場の充実

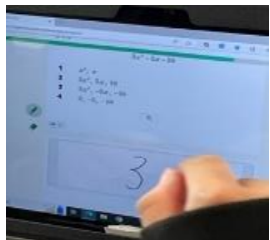
サポートルーム（第一中学校敷地内設置）の取組

- ・個別の指導計画（学習面・生活面・進路/進級等）を作成し、各月・各学期・年間ごとの短期的、中期的、長期的な指導方針に沿った指導を実施
- ・1人1台端末を使用した学習
- ・体験的な学習の充実
- ・取組の情報発信 など

校内サポートルームの取組

自分のクラスに入りづらい児童・生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境をつくるために、指導員を配置して校内サポートルームに設置し、その充実を図る。

校内サポートルームでは、自分のクラスとつなぎ、オンラインで指導を受けたり、1人1台端末を活用した学習に取組んだりできるよう学習面の支援の充実を図る。



2 早期発見・早期支援の体制の充実

早期発見に向けて

相談支援のきっかけづくりを増やすため、スクールカウンセラーの全員面談の実施や、子どもたちの心身の状態の変化への気付きのきっかけとなるよう、長期欠席等児童・生徒に関する情報の活用を推進する。

早期支援に向けて

SOSをキャッチした後に、教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等で連携し、最適な支援につなげることができるよう、校内支援委員会やケース会議などの体制の充実を図る。

3 児童生徒の発達を支える指導の充実（「生徒指導提要（令和4年12月文部科学省）」より）

教科の指導と生徒指導の一体化に向けて

学習指導と生徒指導をあわせもつ教育の特性を活かし、児童・生徒の発達を支える以下のような視点を重視した授業づくりを推進する。

視点	ポイント	実践例
(1) 自己存在感の感受を促進する授業づくり 「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感や自己有用感を実感できる工夫	集団に個が活きるよう、一人ひとりを大切にしたい支援	ネームプレートの活用、全員が応答できる発問・助言、つぶやきへの注目、発言を取り上げる、どの場面でもの子を活躍させるか事前想定など
(2) 共感的な人間関係を育成する授業 互いに認め合い、励まし合い、支え合える集団づくりを促進する工夫	相手の立場に立って考え、互いに関心を抱き合う集団づくり	意見をうなずきながら聴く、言い終わるまで待つ、一人一人を褒める、常に子どもの人間性を認める、間違った応答も笑わない（否定しない）など
(3) 自己決定の場の提供する授業づくり 意見の発表、対話や議論、作品の制作などとおして、自ら考え、選択し、決定する力を育成	学びを促進させるファシリテーター的な役割での支援	選択場面の設定、対立意見を生む発問、一人で調べる時間の確保、視点の明確化、考える時間の保障、思考過程の分かる板書・ノートなど
(4) 安全・安心な「居場所づくり」に配慮した授業 一人一人の個性が尊重され、学級が安全・安心して学べるための配慮	あたたかい人間関係や、見通しをもち挑戦できる学習環境づくり	めあての工夫や見通しをもたせる支援、教師との信頼関係づくり、多様な考えや意見が尊重されるような人間関係づくり など

教育相談体制の充実 について

多様な教育ニーズへの対応と児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障の充実

●心身の健やかな成長に向けたきめ細かいサポートの充実

・教育相談体制の充実

〈Point〉 さわやか教育相談室、スクールカウンセラーなど、相談しやすい環境の整備

【ねらい】

各学校の教育相談に関する校内支援委員会（※各学校による名称の違いあり）を軸とした体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか教育相談室、その他関係機関と連携した体制の充実を図る。

1 スクールソーシャルワーカーについて

スクールソーシャルワーカーの目的

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働き掛け・支援・相談や、関係機関等とのネットワークの活用した連携・調整など、多様な支援方法を用いて、学校と連携して課題解決を図る。

【ケース例】

- ・不登校、不登校傾向（登校しぶり）
- ・問題行動を繰り返す
- ・問題行動の改善に保護者の協力が得られない
- ・経済的な理由で学校を休みがち
- ・家庭環境の変化による学校への不適応
- ・保護者の心のケアが求められる場合
- ・児童虐待が疑われる場合 … など

関係機関との連携の充実に向けた取組

さわやか教育相談室、サポートルーム、子ども支援センター、くらし・しごと応援センター「そえる」、「マトカ」、SSWによる連絡会を定期的に開催して、支援が必要な児童・生徒の情報を共有しています。

2 教育相談について

児童・生徒のわずかな変化や、抱える悩みをできるだけ早期にとらえ、悩みが深刻化しないようにアドバイスや声かけを行うことが大切です。相談への対応を、担任等が一人で抱え込むことのないように、組織的な校内体制を確認するとともに、教員一人一人の意識を高める必要があります。

教育相談の流れ

- ・児童・生徒、保護者などからの相談
- ・教員、養護教諭、学校職員の気づき など

<学校での取組>

【ケース会議】

児童・生徒、関係保護者等に関わりのある教職員で柔軟に行う。（情報共有、支援・対応の検討 など）

【校内支援委員会】

管理職、養護教諭、生活指導担当、SC、特支CO、関係学年（担任、主任）、関係者などで組織的に行う。（児童・生徒等の現状把握、改善目標、支援・対応の検討、今後の方向性の検討 など）

<関係機関との連携>

【SSW】563-2111（内線1538）

子ども支援センターや外部機関との連携 など

【特別支援教育係】563-2111（内線1527）

就学相談、特別支援学級・教室に関すること など

【さわやか教育相談室】562-7911

学校生活や教育に関する相談業務 など

3 関係機関との連携について

教育相談の中には、学校のみでは解決できない分野の問題が、複合的に絡み合っているケースがあります。どのような関係機関があるのかを把握し、SSWの助言を参考にしながら、校内支援委員会等での検討や管理職の指示の下に行っていくことが大切です。

主な関係機関について

・小平児童相談所

18歳未満までの子どもを対象に、しつけ、発育、非行、虐待等の養育に伴って生じる様々な問題の相談、調査、判定、指導及び措置等を行う機関です。

・子ども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関です。

・くらし・しごと応援センター

経済的な問題とあわせて、精神的な問題、家庭の問題など様々な相談に対して、専門の支援員が相談をお受けします。

・東大和警察署

子どもに関する相談は、少年係に相談してください。特に、「少年の生命又は身体に危害が及んでいるおそれのある事案」、「児童虐待、いじめ等弱者を脅かしている事案」、「家出人、迷子等に係る相談で凶悪犯罪の被害者になるおそれのある事案」などについては、速やかにご相談ください。

・立川少年センター

少年相談、子どもの非行・問題行動相談、街頭補導、継続補導、立ち直り支援、被害少年支援、非行集団からの離脱支援等の総合的な非行防止・少年支援を行っています。 19

特別支援教育の充実 について

多様な教育ニーズへの対応と児童・生徒の可能性を引き出す学びの保障の充実

●障害のある児童・生徒の能力・可能性を伸ばす教育の充実

・特別支援教育の充実

〈Point〉 教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組の推進、
特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実、
特別支援教室・特別支援学級との連携・協力による指導や支援の充実

【ねらい】

社会的包摂の観点から、多様なニーズに応じた個別最適な学びの機会と、
全ての子どもが多様性を認め合い、高め合う協働的な学びの機会も確保す
ることなどをとおして、一人一人の資質・能力の育成を図ります。

1

通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童・生徒について

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和4年12月）

学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は、小学校において推定値10.4%、中学校において推定値5.6%となっています。これは、全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童・生徒が在籍している可能性があることを示しています。

特別支援教育に関する校内支援体制

全ての教師が、障害のある児童・生徒を含め多様な児童・生徒が通常の学級に在籍していることを前提として、全ての児童・生徒に対し、高い学習成果が得られるようわかりやすい授業づくりを進め、通常の学級において安全・安心に学ぶことができるよう、多様性を尊重した学級経営が求められています。

共生社会の形成に向けて

特別支援教育の推進

インクルーシブ教育システムの構築

共生社会の形成

2

特別支援教育に関する校内支援体制

校内委員会の機能

「特別な教育的支援」が必要かどうかは、本人や保護者からの申出の他、学級担任や教科担任等の「少し気になる」という「気付き」等が出発点となります。校長のリーダーシップの下に、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会において、児童・生徒の実態把握や支援方策の検討等を行いましょう。

【支援策の段階的な検討プロセス例】

- ①通常の学級において、学級全体に対してわかりやすい授業の工夫を行うこと
- ②ICTを含む合理的配慮の提供
- ③支援員等の配置などにより十分に学べるか
- ④特別支援学校のセンター的機能の活用や外部の専門家と連携しながら支援する必要があるか
- ⑤通常の学級の中でできうる方策を検討した上で、通級による指導や特別支援学級の必要性を検討

発達障害等のある児童・生徒への支援レベル

支援レベル1	巡回指導教員や巡回相談心理士の助言に基づく、在籍学級担任等の指導方法の工夫等により、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル2	校内・外の人的資源等を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
支援レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

3

合理的配慮の観点（教育内容・方法）

□学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

→学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、特性に応じて、もてる力を高めるため、必要な知識、技能、態度等を身に付けられるよう支援する。

□学習内容の変更・調整

→認知の特性等に応じて、学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。発達の段階等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

→学習指導要領解説「指導計画の作成と内容の取扱い」に示されている「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」と「手立て」の例を参考に、授業の工夫改善に努めていくことが大切です。

□情報・コミュニケーション及び教材の配慮

→障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT及び補助用具を含む）の活用について配慮する。

□学習機会や体験の確保

→障害等の状態により経験が不足することに対し、感覚と体験を活用した学習活動など、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。

□心理面・健康面の配慮

→適切な人間関係を構築するため、コミュニケーションについて配慮するとともに、他の児童・生徒が障害について理解を深めることができるようにする。

→予定や進め方を分かりやすく知らせ、確認できるようにするなど、見通しがもてるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除くとともに、自己肯定感を高める。

ICT環境等の整備 について

学校生活を支える教育環境の整備の推進

●学校教育を支える環境の整備

・ICT環境等の整備

〈Point〉 ICTの利活用を日常化させ、学びの変革や校務改善を推進

【ねらい】

GIGA スクール構想に基づく学校の ICT 環境の整備をととして、ICTを学びのツールとして日常的に活用して、子どもの資質・能力や伸びようとする意欲の育成を図ります。

1 ICTの活用のための環境の整備

東大和市では、令和7年度に児童・生徒の1人1台端末と教職員の校務端末を更新しました。

国が推進するGIGA スクール構想の考え方に基づき、教育の必須ツールとして活用を進めていきます。

端末について

児童生徒用：タブレット型端末 (iPadOS)

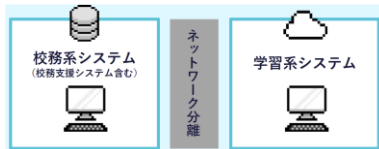
教 員 用：ノート型端末 (WindowsOS)

ICT環境の考え方

校務系・学習系ネットワークを、クラウドツールを活用したシステムを運用します。

【イメージ】

(旧) 校務系・学習系のネットワークが分離して運用



(新) 校務系・学習系がクラウドツール上で運用



学校設置者向け「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」(文部科学省)より

2 1人1台端末の活用

基盤的なツールとしてICTを活用

ICTの活用すること自体が目的化しないように留意しつつ、日常的に子どもたちが自由な発想で活用されることが大切です。個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、児童・生徒一人一人が自ら学び方を選択し、自立した学習者となることを目指し、ICTを活用した授業改善を図ります。

(参考) デジタルを活用したこれからの学び「東京都学校教育情報化推進計画(令和6年3月東京都教育委員会)」より

◆「デジタルを活用したこれからの学び」を実現する授業の姿

